

1 調査目的

人権に関する最近の県民意識の変化を把握し、今後の人権施策の適切な推進に生かす。

2 調査項目

次の項目を内容とした全23問の調査

- (1) 人権全般について
- (2) 女性の人権
- (3) 子どもの人権
- (4) 高齢者の人権
- (5) 障がいのある人の人権
- (6) 同和問題
- (7) 外国人の人権
- (8) 「H I V感染者およびその家族」や「ハンセン病患者・回復者およびその家族」等の人権
- (9) 犯罪被害者等の人権
- (10) インターネットにおける人権問題
- (11) 性的マイノリティ（L G B T等）の人権
- (12) 人権問題への取組

3 調査方法

- (1) 調査地域：宮崎県内全域
- (2) 調査対象：宮崎県内に居住する18歳以上の3,000人
- (3) 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- (4) 調査方法：調査票の郵送による無記名アンケート形式
回答は調査票の返送又はインターネットで回答
- (5) 調査期間：平成30年9月1日から30日

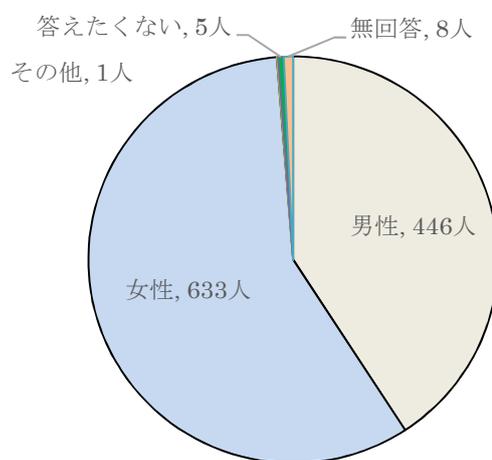
4 回収結果

- ・配布数 3,000通（男性1,412通(47.1%)、女性1,588通(52.9%)）
- ・回収数 1,093通（郵送979通、ウェブ114通）
- ・回収率 36.4%

5 属性別の状況

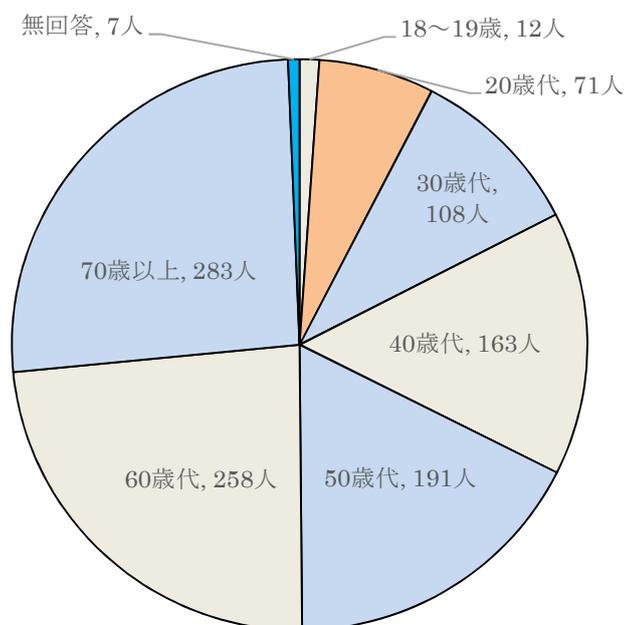
(1) 性別

男性の回答は446人(40.8%)、女性の回答は633人(57.9%)、その他が1人(0.1%)、答えたくないが5人(0.5%)、無回答が8人(0.7%)となっている。



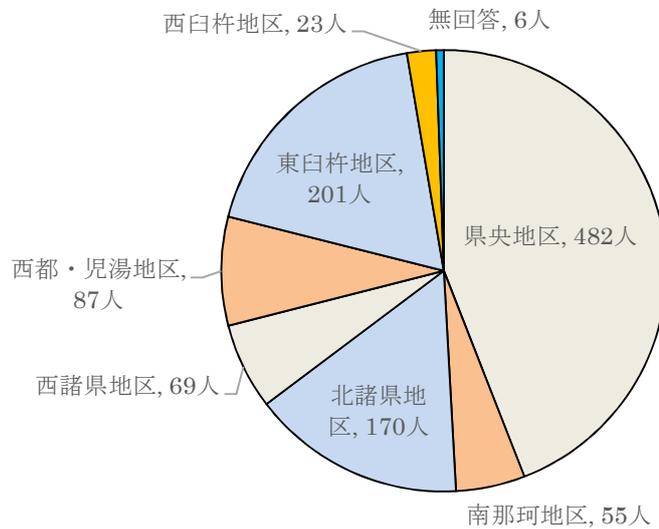
(2) 年代別

18～19歳が12人(1.1%)、20歳代が71人(6.4%)、30歳代が108人(9.9%)、40歳代が163人(14.9%)、50歳代が191人(17.5%)、60歳代が258人(23.6%)、70歳以上が283人(25.9%)、無回答が7人(0.6%)となっている。



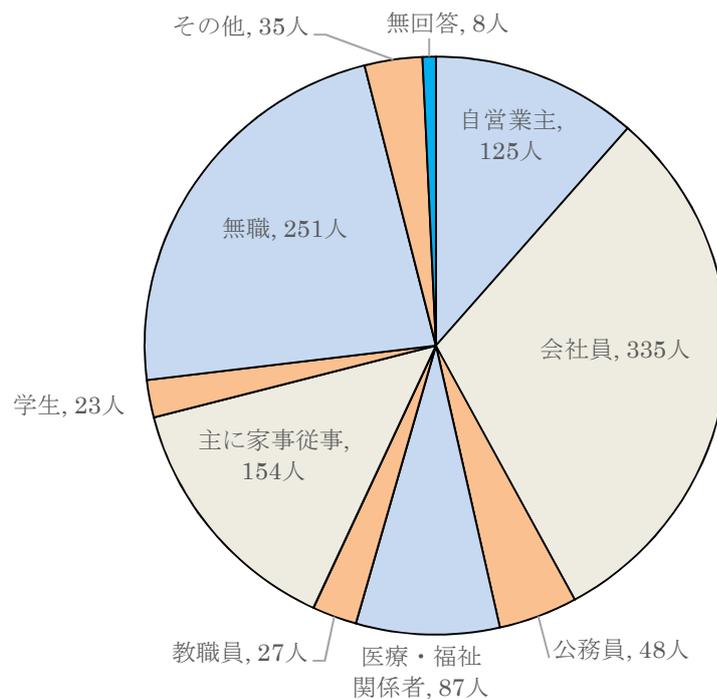
(3) 地区別

県央地区が 482 人(44.1%)、南那珂地区が 55 人(5.0%)、北諸県地区が 170 人(15.6%)、西諸県地区が 69 人(6.3%)、西都・児湯地区が 87 人(8.0%)、東臼杵地区が 201 人(18.4%)、西臼杵地区が 23 人(2.1%)、無回答が 6 人(0.5%)となっている。



(4) 職業別

自営業主が 125 人(11.4%)、会社員が 335 人(30.6%)、公務員が 48 人(4.4%)、医療・福祉関係者が 87 人(8.0%)、教職員が 27 人(2.5%)、主に家事従事者が 154 人(14.1%)、学生が 23 人(2.1%)、無職が 251 人(23.0%)、その他が 35 人(3.2%)、無回答が 8 人(0.7%)となっている。



【参考】属性毎の回答状況（職種別を除く）と県推計人口との比較

		回答状況		県推計人口に おける構成比率
		回答数(人)	構成比率	
性別	男	446	40.8%	47.1%
	女	633	57.9%	52.9%
	その他	1	0.1%	—
	答えたくない	5	0.5%	—
	無回答	8	0.7%	—
年齢別	18～19 歳	12	1.1%	2.1%
	20 歳代	71	6.4%	11.1%
	30 歳代	108	9.9%	12.2%
	40 歳代	163	14.9%	14.8%
	50 歳代	191	17.5%	14.3%
	60 歳代	258	23.6%	18.4%
	70 歳以上	283	25.9%	27.1%
	無回答	7	0.6%	—
地区別	県央地区	482	44.1%	39.3%
	南那珂地区	55	5.0%	6.4%
	北諸県地区	170	15.6%	17.4%
	西諸県地区	69	6.3%	6.7%
	西都・児湯地区	87	8.0%	9.1%
	東臼杵地区	201	18.4%	19.3%
	西臼杵地区	23	2.1%	1.8%
	無回答	6	0.5%	—

※ 県推計人口は平成 30 年 10 月 1 日時点の 18 歳以上の人口で、市町村別の年齢別人口構成を元に算定したものです。

6 調査結果の概要

- (1) 「今の宮崎県は『人権が尊重される県』になっていると思うか」について、肯定的回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の割合が、前回調査に比べて減少している。
- (2) 「人権侵害を受けたことがある」と答えた割合は、前回調査に比べて増加している。
- (3) 関心の高い人権問題としては、前回調査結果と同様に、「子どもに関わる問題」が最も高く、その他には、「障がいのある人」、「パワーハラスメント」、「高齢者」、「女性」、「インターネット」等、日常接することが多い問題への関心が高いほか、「北朝鮮による拉致の問題」も高くなっている。

- (4) 人権意識を高めるための効果的な啓発方法としては、「テレビ・ラジオを通じた啓発」、「新聞・雑誌を通じた啓発を行う」が高くなっており、身近な媒体を通じた取組が求められている。また、人権が尊重される社会を実現するためには、「学校、地域社会、家庭等での教育の充実が必要」との回答が高くなっている。
- (5) 今回新たに設けた「性的マイノリティ」の人権問題については、同性愛者や両性愛者などの「性的指向」に関する人権及び、トランスジェンダーなどの「性自認」に関する人権のいずれについても、「周囲の理解が足りない」が最も高い割合となっている。

7 報告書における図・表について

- (1) 各項目の割合は、回収数1,093件に対する割合を表示している。
但し、問2-2、問2-3、問2-4については、問2で「ある」と答えた290件に対する割合を表示している。また、「Ⅲ 調査数値」における性別、年代別、地区別、職業別の「割合」の欄には、それぞれの項目毎の合計値に対する割合を表示している。
- (2) 択一式の設問において複数回答している場合は、原則として無効とせず、設問や回答内容に応じて「わからない」等の選択肢で集計している。
- (3) 過去の状況と比較するため、前回調査（設問によっては前々回調査）の結果も掲載している。なお、選択肢の内容を見直した関係で、前回調査もしくは前々回調査結果と比較できないものもある。
- (4) 全国の状況と比較するため、内閣府が平成29年10月に実施した「人権擁護に関する世論調査」との比較表を掲載している。掲載に当たっては今回調査と類似する選択肢について比較している。なお、比較できない項目は、「－」を表示している。
- (5) 「Ⅱ 調査結果」に掲載しているグラフの数値は%で、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示している。そのため、択一式の設問において、合計値が100%とならない場合がある。
- (6) 割合(%)の比較における差は、原則として「ポイント」と表現している。
- (7) 各設問における「その他」の記述内容、及び問23における記述意見については、主な意見を要約して掲載している。